

退職共済事業



退職共済事業について

会員となって、1年以上在会し、会員期間が20年未満で退会した時に、退職一時金を給付します。20年以上で退会した場合は、年金と退職一時金のどちらを選択できます。

在籍が1年未満の方には、退職一時金は支給されません。また、掛金も返還されません。会員期間によって退職一時金より掛金の方が多き場合があります。

退会理由

第1号退会

・普通退職（下記以外の退職理由（結婚、定年、転職等を含みます。）



第2号退会

・死亡
・事業主の解散（事業所が廃止されても事業主が存続する場合は含みません。）

第3号退会

・業務上の疾病（職務起因の傷病退職）
・業務上の死亡（職務起因の死亡退職）

※労災認定が必要。

・脱会

・懲戒免職（懲戒免職及び懲戒解雇または、禁固以上の刑に処せられたとき、退職給付金を給付しません。）

●請求権の時効

退職給付金の給付を受ける権利については、会員が退会した日から5年を経過したとき、消滅します。

退職一時金

退職一時金の計算式

$$\text{平均標準給与月額} \times \text{乗率} = \text{退職一時金}$$

(退会時過去1年間の平均)

計算例

Aさん 退会理由：普通退職

計算式

入会年月日 / 昭和61年4月1日

退会年月日 / 令和6年3月31日

会員期間 / 38年

標準給与月額 / 表1参照 150,000円

乗率 / 表2参照 51.25

一時金額

$$150,000 \times 51.25 = 7,687,500円$$

※標準給与等級の上限は150,000円（18等級）です。標準給与は、掛金を納入いただく場合の基礎となり、退職金計算の基礎となります。

退職年金

退職年金の計算式

$$\frac{\text{平均標準給与月額} \times \text{乗率}}{\text{年金現価率}} = \text{退職一時金}$$

(退会時過去1年間の平均)

計算例

Bさん 退会理由：普通退職

計算式

入会年月日 / 昭和61年4月1日

退会年月日 / 令和6年3月31日

会員期間 / 38年

標準給与月額 / 表1参照 150,000円

乗率 / 表2参照 51.25

給付年数 / 5年

年金現価率 / 表3参照 55.57094

退職年金月額

$$\frac{150,000 \times 51.25}{55.57094} = 138,337円$$

表1 標準給与等級・掛金月額表

| 等級 | 標準給与月額(円) | 給与月額(円) | | 掛金 | |
|----|-----------|-------------------|----|---------------------|----------------|
| | | 以上 | 未満 | [会員・事業主] 31/1000(円) | [計] 62/1000(円) |
| 1 | 72,000 | 74,000 | | 2,232 | 4,464 |
| 2 | 76,000 | 74,000 ~ 78,000 | | 2,356 | 4,712 |
| 3 | 80,000 | 78,000 ~ 82,000 | | 2,480 | 4,960 |
| 4 | 84,000 | 82,000 ~ 86,000 | | 2,604 | 5,208 |
| 5 | 88,000 | 86,000 ~ 90,000 | | 2,728 | 5,456 |
| 6 | 92,000 | 90,000 ~ 94,000 | | 2,852 | 5,704 |
| 7 | 96,000 | 94,000 ~ 98,000 | | 2,976 | 5,952 |
| 8 | 100,000 | 98,000 ~ 103,000 | | 3,100 | 6,200 |
| 9 | 105,000 | 103,000 ~ 108,000 | | 3,255 | 6,510 |
| 10 | 110,000 | 108,000 ~ 113,000 | | 3,410 | 6,820 |
| 11 | 115,000 | 113,000 ~ 118,000 | | 3,565 | 7,130 |
| 12 | 120,000 | 118,000 ~ 123,000 | | 3,720 | 7,440 |
| 13 | 125,000 | 123,000 ~ 128,000 | | 3,875 | 7,750 |
| 14 | 130,000 | 128,000 ~ 133,000 | | 4,030 | 8,060 |
| 15 | 135,000 | 133,000 ~ 138,000 | | 4,185 | 8,370 |
| 16 | 140,000 | 138,000 ~ 143,000 | | 4,340 | 8,680 |
| 17 | 145,000 | 143,000 ~ 148,000 | | 4,495 | 8,990 |
| 18 | 150,000 | 148,000以上 | | 4,650 | 9,300 |

※毎年4月の給与月額（本俸+特殊業務手当）により標準給与月額を決定し、月額掛金を決定します。

表3 年金現価率表

| 給付年数 | 年金現価率 |
|------|-----------|
| 5年 | 55.57094 |
| 10年 | 103.50692 |
| 15年 | 144.85692 |

- 給付年数は、5年間、10年間、15年間と選択できます。
- 年金給付時期は、毎年6月・9月・12月・3月に、それぞれその前月分までを支給します。
- 年金は、雑所得扱いとなります。

表2 退職給付金乗率表

| 会員期間(満) | 退会理由 | | |
|---------|--------|---------------------|----------------|
| | 自己都合退職 | 自己都合以外退職 [死亡・事業主解散] | 職務起因退職 [死亡・傷病] |
| 1年 | 0.6 | 1.5 | 1.5 |
| 2年 | 1.2 | 2.0 | 3.0 |
| 3年 | 1.8 | 3.0 | 4.5 |
| 4年 | 2.4 | 4.0 | 6.0 |
| 5年 | 3.0 | 5.0 | 7.5 |
| 6年 | 4.5 | 6.0 | 9.0 |
| 7年 | 5.25 | 7.0 | 10.5 |
| 8年 | 6.0 | 8.0 | 12.0 |
| 9年 | 6.75 | 9.0 | 13.5 |
| 10年 | 7.5 | 10.0 | 15.0 |
| 11年 | 8.88 | 11.1 | 16.65 |
| 12年 | 9.76 | 12.2 | 18.3 |
| 13年 | 10.64 | 13.3 | 19.95 |
| 14年 | 11.52 | 14.4 | 21.6 |
| 15年 | 12.4 | 15.5 | 23.25 |
| 16年 | 13.28 | 16.6 | 24.9 |
| 17年 | 14.16 | 17.7 | 26.55 |
| 18年 | 15.04 | 18.8 | 28.2 |
| 19年 | 15.92 | 19.9 | 29.85 |
| 20年 | | 21.0 | 34.65 |
| 21年 | | 22.2 | 36.63 |
| 22年 | | 23.4 | 38.61 |
| 23年 | | 24.6 | 40.59 |
| 24年 | | 25.8 | 42.57 |
| 25年 | | 27.0 | 44.55 |
| 26年 | | 28.2 | 46.53 |
| 27年 | | 29.4 | 48.51 |
| 28年 | | 30.6 | 50.49 |
| 29年 | | 31.8 | 52.47 |
| 30年 | | 33.0 | 54.45 |
| 31年 | | 34.2 | 56.43 |
| 32年 | | 35.4 | 58.41 |
| 33年 | | 36.6 | 60.39 |
| 34年 | | 37.8 | 62.37 |
| 35年 | | 39.0 | 64.35 |
| 36年 | | 40.2 | 66.33 |
| 37年 | | 41.4 | 68.31 |
| 38年 | | 42.6 | 70.29 |
| 39年 | | 43.8 | 72.27 |
| 40年 | | 45.0 | 74.25 |
| 41年 | | 46.2 | 76.23 |
| 42年 | | 47.4 | 78.21 |
| 43年 | | 48.6 | 80.19 |
| 44年 | | 49.8 | 82.17 |
| 45年 | | 51.0 | 84.15 |
| 46年以上 | | 52.2 | 86.13 |



●共済会に加入できる事業主

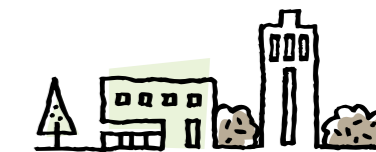
- ①社会福祉施設を営む社会福祉法人
- ②福祉を目的とする事業を営む者で、理事長が入会を承認した者
 - 福祉団体（一般財団法人、一般社団法人）
 - 保育所を営む宗教法人、個人、NPO法人
 - シルバー人材センター（公益社団法人）、更生保護法人



●共済会に加入できる会員

事業主が営む事業所の業務に常時従事することを要する職員で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ①雇用期間に定めのない職員（いわゆる正規職員）
- ②①にあてはまらない正規以外の職員で、労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の職員（非常勤職員、嘱託、パートの名称で呼ばれるものや技能実習生等を含みます。）



松下社会福祉事業



●松下社会福祉事業 福利厚生基金について

松下電器産業株式会社 取締役相談役 松下幸之助氏が、昭和48年に会社創業55周年を記念して、全国都道府県に寄付がありました。

この補助金を基金として積立て、昭和49年から、民間社会福祉施設等に勤める職員の保養事業への助成をするなど福利厚生に役立つ事業を行ってきました。

●リフレッシュサポート事業

01 映画編

助成額 映画観賞券の額を上限とします
(実施期間中1人1回限り)
※予算の範囲内で助成いたします。

助成対象人数 3,000人以内
※年4回各750人募集し、人数を越えた場合は抽選となります。

●年間途中であっても、対象人数を超えた場合は助成を打ち切りますので、ご承知ください。

●旅行編、映画編については、それぞれで一人あたり、一回限りとします。



02 旅行編

会員が、指定旅行代理店もしくは、指定施設を利用した場合に、その費用の一部を助成します。

- 指定旅行代理店
- 株式会社JTB名古屋エリア 名古屋グループ旅行センター
 - 名鉄観光サービス株式会社
 - 鯨バス株式会社
 - 豊鉄観光バス株式会社
 - 名阪近鉄旅行株式会社
 - 愛知バス株式会社 ABC旅行センター
 - 株式会社日本旅行
 - 名鉄観光バス株式会社
 - 株式会社ツーリストアイチ
 - 株式会社ツーリスト中部
 - 東武トップツアーズ株式会社
 - 株式会社アトコ
- ※県内にある事務所に限る



- 指定施設
- 長島観光開発株式会社 (長島スパランド、ジャンボ海水プール、湯あみの島)
 - 株式会社ラグーナテンボス (ラグナシア)

助成額 1,000円

実施期間中1人1回 (4月1日から翌年2月末まで)
※予算の範囲内で助成いたします。

助成対象人数 3,000人以内

松下社会福祉事業について

福利厚生センター事業



●ソウェルクラブのしくみ

社会福祉事業経営者と福利厚生センターとの契約により、指定する当該団体の社会福祉事業等に従事する役員が会員として登録され、福利厚生事業・サービスを利用することができます。共済会の掛金とは別の掛金納付が必要です。

ソウェルクラブ“クラブオフ”に登録するとさらに充実したサービスを利用できます。

●地方事務局の取り組み

会員交流事業

充実した余暇活動をサポートするために、野球観戦、相撲観戦、観劇、コンサート、国内旅行など様々なイベントを企画し実施しています。

地方で行われる講習会

ソウェルクラブ都道府県事務局が福利厚生センターから受託して講習会を開催しています。



福利厚生センター事業について



入会および退会に関する事

- Q1** 月の途中で入退会の場合、掛金は日割り計算となるのですか。
- A** 日割り計算はできません。なお、在籍日数が10日未満の場合は当月の掛金は必要ありませんが、10日以上の場合は、当月の掛金が必要となります。また、実際の出勤日数ではなく、在籍日数を基準にしてください。
- Q2** 退職給付金はいつ頃支給されますか。
- A** 書類の締め切りが、毎月末となっていますので、共済会で書類を受け付けた月の翌月末に支給されます。なお、書類不備などの理由で遅れることがあります。
- Q3** 退職することになりましたが、再就職先が決まっています。一旦退会して、再就職先で入会すればいいですか。
- A** 退職後2か月以内で共済会加入の事業所に再就職した場合は、会員期間を継続することができます。再就職先が共済会に加入しているかどうか不明な場合は、再就職先事業所にご確認ください。

届出書類に関する事

- Q1** 月末に職員が退職し、翌月1日に職員採用する予定です。事前に書類を提出してもよいですか？
- A** 全ての予定者の書類は、発生日以降に届け出てください。発生日以前の書類は、全て受け付けできません。
- Q2** 休職期間中に退職することになりました。休職・停職届けに記載した終了予定年月日に至る前の場合、どのような届け出が必要ですか。
- A** 退会届と退職給付金請求書(対象者のみ)を提出してください。休職・停職解除届は必要ありません。なお、退職給付金は掛金が発生していた月までの期間で計算しますが、退職給付金請求書の「最終掛金年月日」の日付は、「退会年月日」にあわせて記入してください。

上記以外の内容もホームページにて掲載しています。
<http://aichifukushikyousaikai.jp/>

各事業の手続きは、事業所を通じて行ってください。
お問い合わせ先

一般財団法人
愛知県民間社会福祉事業職員共済会

〒461-0011 名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館3階
TEL.052-212-5511 / FAX.052-212-5510

(令和6年3月発行)



共済会のしおり



一般財団法人 愛知県民間社会福祉事業 職員共済会って？

共済会は、第1に県内の民間社会福祉事業に従事する職員の退職共済事業、第2に松下基金事業並びに福利厚生センター事業を柱にした福利厚生事業、第3に広く県民を対象とした福祉の調査研究・啓発事業を実施しております。

一般財団法人
愛知県民間社会福祉事業職員共済会